

平成19年度 教育行政執行方針 能力引き出す新しい 教育環境づくり



(はじめに)
今日、国際化、情報化の進展、科学技術の進歩、少子・高齢化の進行など、教育をめぐる社会状況が変化する中、「豊かで活力のある社会」の実現のために教育改革が進められています。

本年度から各小学校に「基礎基本を重視した陰山英男方式」を導入し、百マス計算や国語の朗読、詩や古典の暗誦及びノートの活用方法など、教育実践に裏打ちされた手法を取り入れ、生徒一人ひとりに到達度目標、自己評価等を設定、楽しみながら学力の向上に努めます。そして、学校の規模に関わらず学力の水準維持の向上を図ります。そのため各学校の取組としては、教育課程の中に基礎的・基本的な内容を明確に位置づけた指導計画の作成や体験的活動を取り入れて学ぶ楽しさや成就感を味わうことのできる指導の工夫などに努めます。さらに「確かな学力」を定着させるため、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた補充的な学習や発展的な学習を実施いたします。また、町独自の学力検査は、今年4年目を迎え、過去3年間の検証の年として調査分析等を行い、子供の学力向上に向けた指導方法の改善等に資する提言をし、「確かな学力」を身につけさせます。その他、校長の強いリーダーシップのもと全教職員の意識改革のみにとどまることな

まず、昨年12月、教育基本法が改正され、教育の目的やこれからの教育のあるべき姿、教育の目標として「公共の精神」と「伝統と文化の尊重」などを新たに規定する教育理念が明確に示されました。一方、道においても、昨年10月に今後の教育が進むべき道標となる「北海道教育ビジョン」が策定され、「自立」「共生」を基本理念に新しい教育計画を策定いたしました。これらを踏まえ、本町の教育においても国や道の教育施策に対応した教育を推進いたします。しかし、いかなる教育改革が行われようとも教育が求めているのは、未来を担う人づくりであり、未来を託す子供たちの健やかな成長を育むことです。

そのためには、児童生徒一人ひとりが「豊かな心」、「確かな学力」を身につけさせることが重要な課題であります。「豊かな心」の醸成につきましては、昨年から幼児センターと小中学校との連携を図り、挨拶、しつけ、礼儀など「5つの約束」を提言し、学校、家庭、地域社会など全町をあげて基本的な生活習慣の定着化を呼びかけていること

ろであります。また、いじめ不登校等、児童生徒の問題行動については、学校教育において、生命の大切さ、思いやりの心、協調する心など「豊かな心」を養う道徳教育の充実を図ります。そのために、教職員一丸となって指導体制を強化し、家庭や地域と連携を図り、早期発見・未然防止に取り組んでまいります。また、体験学習を通して児童生徒一人ひとりに「ふるさと東川」の自然、文化、伝統産業などにふれさせ、自らが生まれ育った「ふるさと」に対する愛着と誇りを持たせ、自立の精神、夢や希望の実現に果敢に挑戦していく態度の育成を図ります。一方、「確かな学力」につきましては、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能、判断力、表現力など身につけさせることが大切であります。本年度から各小学校に「陰山英男方式」を導入し、基礎づくりの一貫として百マス計算などの手法を取り入れ、児童生徒が楽しく学び、学力も向上するような教育内容の工夫改善を図ります。また、国際化がますます進

展する中で、東川第三小学校を中核として、今年から3年間、文部科学省の「国際教育推進プラン」の研究指定校になり、児童生徒一人ひとりに豊かな国際感覚を身につけさせる国際教育の更なる推進に努めます。なお、本年より特別支援教育が本格的にスタートしました。学習障害等の児童生徒に対する支援の充実や自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するために全町の幼小中高、養護学校等が一体となった特別支援教育推進委員会を支援してまいります。その他、2年前から東川町立東川小学校の改築に伴う役場内の検討委員会を立ち上げ協議しているところでありますが、年度内に意見をまとめ「新まちづくり策定委員会」にゆだねる予定です。また、昨年から「北海道の新たな高校教育に関する指針」を受けて、町長の諮問機関であります「北海道東川高等学校の構想づくり推進検討会議」が発足し、4回の協議を重ねていますが、何とか年度内に一定の方向性を打ち出し、地域の中で誇りの持てる魅力ある高等学校づくりを目指します。



東川小入学式(4月5日)

く、教職員一人ひとりが学校運営への参加意識の高揚に努め、協働体制の確立を図るなど、広い視野で活力ある学校経営の推進に努めます。そして、優れた教師の育成を図るとともに人材確保にも努めます。

(道徳教育)

近年、いじめによる事故が連続し、いじめが重大な社会問題になってきている中、児童生徒が自らを律しつつ、生命の尊さ、思いやりの心、協調する心など「豊かな心」を養わせるため、道徳教育のあり方の見直しを図り、礼儀やしつけなどの大切さを教えます。特に「5つの約束」を基礎基本にして生活習慣のあり方を指導いたします。

(生徒指導)

具体的には、学年、学級間の連携を深めた指導体制の確立を図り、全教職員の共通理解に基づいた指導計画による道徳の時間の充実を図るとともに、「心のノート」等を活用し、「人間としての生き方あり方」などを教えます。また、各学校においては、日常生活に関連した生きた道徳教育の指導が求められています。有識者や教育関係者などを招聘し、体験談などの講話をお願いしたいと考えています。

また、各学校においてはいじめや人を傷つけたりすること、絶対許されぬことを認識させるよう集会など機会あるごとに指導をいたします。それと同時に日常の児童生徒の悩みや問題行動の事前指導に努め、生徒理解や生徒指導のあり方について指導強化



JICA留学生と国際交流(H17.6、第三小で)

を図ります。また、家庭、学校、地域社会の連携を密にして、児童生徒の豊かな心を育てよう努めます。特に、いじめに関しては学校あげての実効性のある指導体制の確立を図るとともに早期発見を旨として適切な教育指導に取り組みます。その他、学校周辺において不審者の侵入や変質者と遭遇した場合、児童生徒が退避行動できるよう「不審者対策安全マップ」「子ども110番」のステッカーの家の確認などを徹底させ、通学路のバトリル活動を実施いたします。さらに、中学校に心の教室相談員を配置し、各小学校の児童を含めて、個々に応じた教育相談と指導の充実を図るとともに、家庭や地域社会と連携し、自主的、自律的な生活態度の育成に努めます。また、家庭における、子供が虐待を受けるなど人権侵害も深刻化しており、学校と家庭、民生委員、人権擁護委員、警察などが一体となって対応いたします。

(国際教育)
これからの国際社会を生きていくためには、外国語による実践的コミュニケーション能力を身につけるとともに、相互の文化を理解することが大切であります。そのため、東川中学校に英語教育指導員やALTを配置し、英語教育の充実を図ります。また、東川第三小学校が本年度より文部科学省より「国際教育推進プラン」の指定を受けました。これを契機として、各小学校においても国際教育の推進に努め、国際社会の一員としての自覚と自国の文化に誇りを持ち、基本的な国際感覚を身につけさせます。

学校教育の推進

(学校教育の充実)
学力につきましては、単に知識の量のみでとらえるのではなく、新学習指導要領に示す基礎基本を確実に身につけ、それをもとに自ら学び自ら考える力など「生きる力」を育ませることが重要と考えています。

重点方針

- ①「豊かな心と生きがい」を育む生涯学習の推進
- ②「地域に信頼され、活力のある学校づくりの推進」
- ③「地域の自然、文化、伝統など、「ふるさと創生」をめざす教育活動の推進

以上の3点を基調として教育行政に取り組んでまいります。